

## 荒尾・玉名・長洲広域圏（宇土都市計画及び宇城都市計画） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（熊本県決定）

荒尾・玉名・長洲広域圏（荒尾都市計画、玉名都市計画及び長洲都市計画）  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別添のとおり変更する。

### 変 更 理 由

荒尾・玉名・長洲広域圏（荒尾都市計画、玉名都市計画及び長洲都市計画）  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「荒尾・玉名・長洲広域圏都  
市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき、荒  
尾都市計画区域、玉名都市計画区域及び長洲都市計画区域における都市計画の  
目標、区域区分の決定方針及び主要な都市計画の決定方針を定めるものであり、  
平成16年5月に策定後、玉名都市計画区域及び長洲都市計画区域が平成24  
年3月に改定している。

このたび、改定から10年以上が経過し、その間、人口減少や平成28年熊  
本地震、令和7年8月豪雨といった自然災害の頻発・激甚化等、社会情勢の変  
化が生じているほか、都市計画区域内の土地利用や都市施設の整備状況も変化  
している。

また、荒尾・玉名・長洲都市計画区域は隣接しており、拠点形成や都市施設  
等の都市計画の連携を図り、整合性を確保するため、熊本県都市計画区域マス  
タープラン基本方針（第2回改訂）に基づき、都市計画区域の範囲を超えた広  
域圏でのまちづくりが必要である。

このことから、今後も適切な都市計画の運用を行うため、荒尾・玉名・長洲  
広域圏都市計画区域マスタープランを、上述した変化に適応した内容に変更す  
るものである。